

岩手県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字天王前14の4、14の12、15の3、70の2、70の4、70の6から70の12  
まで、70の14から70の16まで、70の18、70の20から70の27まで、米崎町字沼田198の1、198の6から198の10まで、199の2
- （2） 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字泊147の2（次の図に示す部分に限る。）、字天王前14の1、14の11
- （2） 保安林として指定された目的 魚つき
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。